



『トーマツ チャイナ ニュース』

新連載

～中国企業会計準則シリーズ～ 第8回 他の企業への関与の開示—新設

中国室

1. はじめに

今回は、2014年3月に改訂された「企業会計準則第41号—他の企業への関与の開示」（以下、「41号準則」）を解説します。

41号準則は、総則、重大な判断及び仮定の開示、子会社への関与の開示、共同支配の取決め及び関連会社への関与の開示、非連結の組成された企業への関与の開示、移行規定、付則の7章から構成されています。なお、関連する応用指南は、公表されていません。

従来、各準則に分散していた子会社、共同支配企業、関連会社等に関する開示要求を、2014年の新準則改訂に合わせ、41号準則に集約・拡充されています。これは、財務諸表の利用者が、他の企業への関与の内容、関連するリスク、企業の財政状態、

経営成績、キャッシュ・フローへの影響を評価するために有用な情報を提供することを目的としています。

一方、連結財務諸表と親会社の個別財務諸表を同時に提供している場合、41号準則で要求される開示項目は連結財務諸表の注記として開示することとなり、親会社の個別財務諸表で重複して開示する必要はありません。

また、開示情報が多岐にわたるため、必要な情報が入手できているか、入手できる体制にあるか、事前に確かめて決算に臨むことが期待されます。

なお、41号準則は、基本的には国際財務報告基準（IFRS）におけるIFRS第12号「他の企業への関与の開示」の考え方を踏襲した内容となっています。

2. 用語の定義

以下では、他の企業への関与の開示に関連する用語の定義を示します。

他の企業への関与	企業が、契約又は他の形式により他の企業の関連のある活動に参加し、かつ、これにより変動リターンを享受することを可能にする関与。
組成された企業	誰が企業を支配しているかの決定に際して、議決権又は類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業。

3. 重大な判断及び仮定の開示

企業は、他の企業に対し行使する支配、共同支配又は重要な影響に関し行った重大な判断及び仮定等を開示する必要があります。例えば、下記項目に関連する判断及び仮定が必要な開示として挙げられています。

- (1) 議決権比率が50%以下にもかかわらず子会社とする場合。
- (2) 議決権比率が50%超にもかかわらず子会社としない場合。
- (3) 議決権比率が20%未満にもかかわらず関連会社とする場合。
- (4) 議決権比率が20%以上にもかかわらず関連会社としない場合。
- (5) 共同支配の取決めが共同支配事業なのか共同支配企業なのかを決定する場合。
- (6) 企業が代理人なのか本人なのかを決定する場合。

4. 子会社への関与の開示

企業は、子会社への関与に関し下記情報を開示する必要があります。

- (1) 子会社の名称、主要な事業場所及び登記場所、事業の性質、持分比率等を含む企業集団の構成。
- (2) 子会社の少数株主持分が重要な場合、
 - ① 子会社の少数株主の持分比率（持分比率と議決権比率が異なる場合、議決権比率）。
 - ② 当期の子会社の少数株主に帰属する損益及び少数株主に支払われた配当。
 - ③ 当期末における子会社の少数株主持分残高。
 - ④ 子会社の主要な財務情報。
- (3) 企業集団の資産の使用及び債務の決済に重大な制限がある場合、
 - ① 制限の内容。
 - ② 子会社の少数株主が有する防御的な権利により企業集団の資産の使用及び債務の決済に重大な制限が生じる場合の制限の内容及び程度。
 - ③ 制限が適用される資産及び負債の連結財務諸表における金額。
- (4) 連結範囲に含まれる組成された企業がある場合、
 - ① 企業又はその子会社が、組成された企業に財政支援等を提供することが契約上決められている場合、その契約条件。
 - ② 契約上の取決めがなく、企業又はその子会社が組成された企業に提供した財政支援等の種類、金額及び理由。
 - ③ 企業が組成された企業への財政支援等を意図

する場合、その意図。

- (5) 支配権の喪失に至らない子会社における所有者持分の変動。
- (6) 子会社の支配権を喪失する場合、
 - ① 支配権喪失による利得又は損失及び対応する表示科目。
 - ② 支配権喪失日において残余持分を公正価値により測定したことにより生じた利得又は損失。

5. 共同支配の取決め及び関連会社への関与の開示

企業は、共同支配の取決め及び関連会社への関与に関し下記情報を開示する必要があります。

- (1) 企業が重要な共同支配の取決め又は関連会社を有する場合、
 - ① 共同支配の取決め又は関連会社の名称、主要な事業場所及び当期場所。
 - ② 企業と共同支配の取決め又は関連会社との関係の内容。
 - ③ 企業の持分比率（持分比率と議決権比率が異なる場合、議決権比率）。
 - ④ 重要な共同支配企業又は関連会社への投資に関する会計処理方法、獲得した配当、共同支配企業又は関連会社の主要な財務情報。
 - ⑤ 持分法を適用して会計処理を行う共同支配企業又は関連会社に対する投資に市場価格が存在する場合、その公正価値。
- (2) 個々の共同支配企業又は関連会社への関与に重要性がない場合、
 - ① 持分法により会計処理される、共同支配企業又は関連会社に対する投資の帳簿価額合計。
 - ② 共同支配企業又は関連会社の純利益、非継続事業からの純利益、その他の包括利益、包括利益等の項目について、その持株比率から計算した金額合計。
- (3) 共同支配企業又は関連会社から企業に資金を移動する能力に重大な制限がある場合、その制限の内容及び程度。
- (4) 持分法を適用している共同支配企業又は関連会社に対する投資について、投資先に損失超過が生じており、投資者がその負担すべき損失に対する持分相当額の認識を停止している場合、未認識の損失に対する持分相当額。
- (5) その共同支配企業に対する投資に関連する未認識のコミットメント及び共同支配企業又は関連会社に対する投資に関連する偶発債務。

6. 非連結の組成された企業への関与の開示

企業は、非連結の組成された企業に関し下記情報

を開示する必要があります。

- (1) 非連結の組成された企業の内容、目的、規模、活動及び資金調達方法。
- (2) 財務諸表において認識した非連結の組成された企業への関与に関連する資産と負債の帳簿価額及びその貸借対照表における表示項目。
- (3) 非連結の組成された企業への関与から生じる損失に関する最大のエクスポージャー及びその確定方法。
- (4) 財務諸表において認識した非連結の組成された企業への関与に関連する資産と負債の帳簿価額とその損失から生じる最大エクスポー

ジャーとの比較。

- (5) 企業が、非連結の組成された企業に財政支援等を提供する意図がある場合、その意図。

7. 移行規定

41号準則は、2014年7月1日から適用され、比較財務諸表における情報は、遡及適用する必要があります。

以上

「トーマツ メールマガジン／トーマツ チャイナ ニュース」の配信をご希望の方は
www.deloitte.com/jp/email-magazines/よりお申込みください。

『トーマツ チャイナ ニュース』のお問合せ先：

有限責任監査法人トーマツ グローバル戦略 カントリーデスク
〒108-6221 東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟
TEL : 03-6720-8341 FAX : 03-6720-8346
e-mail:chinanews@tohmatu.co.jp

※禁無断転載

トーマツ Web サイトのご案内 US/米国会計基準

<http://www.deloitte.com/jp/us>

Heads Upニュースレター

デロイト米国税務所が最新の会計・開示情報や規制動向について解説するニュースレター（随時発行・日本語翻訳も掲載）

EITF Snapshotニュースレター

発生問題専門委員会（EITF）ミーティングについて解説したニュースレター。原則、EITF ミーティング（2カ月毎）開催後に発行（重要なテーマについては、日本語翻訳を掲載）

Accounting Roundupニュースレター

- 米国の会計基準の要約及び関連資料へのリンクを掲載するニュースレター（月次、四半期、年次で発行。特別版は随時発行）
- FASBとIASBの共同プロジェクト及びFASBの単独プロジェクトの動向をまとめた特別版は、日本語翻訳も掲載

Audit Committee Briefニュースレター

米国の会計・監査について、監査委員会が知っておくべき情報を解説したニュースレター（月次発行・日本語翻訳も掲載）

その他

- デロイト米国税務所が発行した、「SEC Comment Letters（米国登録会社に関するSECコメント・レター）」（日本語翻訳も掲載）等の重要なニュースやスペシャル・レポート等を掲載
- 「US GAAP/SECに関するセミナー」（年2回開催）の概要と関連資料等

お問合せ先 監査ERS審査室（監査国際） Tel:03-6213-1110 E-mail:jp_us_contact@tohmatu.co.jp